

# ○山梨県警察知能犯指定捜査員運用要領

〔 平成 25 年 4 月 1 日  
通達（搜二知）第 38 号 〕

## 第 1 趣旨

この要領は、贈収賄事件、企業犯罪等の重要知能犯罪に対して、知能犯捜査力を機動的に集中運用することにより迅速かつ緻密な捜査を推進するため、知能犯指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）の指定及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 対象事件

指定捜査員の派遣対象事件は、贈収賄事件、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）等違反事件及び企業犯罪等の重要知能犯事件のうち、当該事件を検挙するために知能犯捜査力を集中的に運用する必要があるものとする。

## 第 3 上申

1 刑事部捜査第一課長、刑事部組織犯罪対策課長及び刑事部機動捜査隊長（以下「関係課長」という。）並びに警察署長（以下「署長」という。）は、別表に定められた定数に従い、所属の警部補以下の階級にある警察官の中から、身体強健で勤務意欲が旺盛と認められる者を指定捜査員に上申するものとする。ただし、署長は、本文に定める者で、かつ、次のいずれかに該当するものを上申するものとする。

- (1) 現に知能犯捜査に従事している者
- (2) 過去に刑事部捜査第二課において知能犯捜査の経験を有している者
- (3) 簿記資格等知能犯捜査に有用な特殊技術を有する者

2 上申は、知能犯指定捜査員上申書（第 1 号様式）により、刑事部捜査第二課長（以下「捜査第二課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に対して行うものとする。

## 第 4 指定

本部長は、関係課長及び署長の上申に基づき、指定捜査員を指定するものとする。

## 第 5 解除等

1 関係課長及び署長は、指定捜査員が次のいずれかの事由に該当する場合には、知能犯指定捜査員解除申請書（第 2 号様式）により、捜査第二課長を経由して本部長に指定解除の申請を行うものとする。この場合において、関係課長及び署長は、捜査第二課長を経由して本部長に後任者を上申するものとする。

- (1) 人事異動により、所属が変更になった場合
  - (2) 健康上の理由から指定を継続することが不可能と認められる場合
  - (3) その他の事由により、関係課長及び署長が指定を継続することが不適当と認めた場合
- 2 本部長は、関係課長及び署長からの解除申請に基づき、必要があると認めたときは、その者の指定捜査員の指定を解除するものとする。

#### 第6 指定及び解除の通知

指定捜査員の指定及び解除は、知能犯指定捜査員（指定・解除）名簿（第3号様式）の送付をもって代えるものとする。

#### 第7 派遣の要請

署長又は捜査第二課長（以下「拠点署長等」という。）は、必要があると認める場合には、本部長に対し指定捜査員の派遣要請を行うものとする。この場合において、署長は、あらかじめ捜査第二課長と協議するものとする。

#### 第8 派遣の決定

- 1 本部長は、拠点署長等から派遣要請があったときは、協議の上、事件の規模、性格その他の状況に応じて、指定捜査員の派遣及び必要人員を決定するものとする。
- 2 本部長は、指定捜査員の派遣を決定したときは、指定捜査員が所属する警察署（以下「派遣署」という。）の署長に対し派遣を命ずるものとする。

#### 第9 派遣期間等

指定捜査員の派遣期間は、原則として1か月以内の必要な期間とする。ただし、本部長は、当該事件の規模、捜査の進展状況等を考慮の上、期間を延長することができるものとする。

#### 第10 運用等

- 1 派遣された指定捜査員は、拠点署長等の指揮監督を受けるものとする。
- 2 拠点署長等は、派遣された指定捜査員を指揮監督し、適切かつ効果的な運用に努めなければならない。

#### 第11 派遣の解除

拠点署長等は、当該事件の捜査の進展状況から指定捜査員の派遣の必要性がなくなったときは、速やかに指定捜査員の任務を解除し、その旨を本部長に報告するものとする。

#### 第12 研修

捜査第二課長は、知識・技能の向上を図るため、指定捜査員に対する研修会、事件検討会等を隨時開催するものとする。

第13 事務担当課

この要領に関する事務は、刑事部捜査第二課において行うものとする。

第14 実施年月日

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

別表及び様式 省略